令和８年（フ）第２０１号
千葉県東金市西福俵105番地１　サンクリーク202
債務者　中村美智子（旧姓宇井）
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第２０２号
千葉県東金市日吉台７丁目13番地18
債務者　山口　貴博
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第２１１８号
横浜市保土ケ谷区狩場町451番地１　ライオンズマンション保土ケ谷南307号
債務者　笠原　令子
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２９９号
横浜市泉区和泉中央南２丁目22番15号　ヒカリハイツ201号
債務者　熊谷　辰哉
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４０８号
横浜市鶴見区本町通３丁目166番地１　メゾンぱれっとひすい201号
債務者　西田　竜三
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４７６号
横浜市西区中央１丁目28番18―803号
債務者　関口　有花
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４４９号
相模原市南区相武台団地１丁目６番12―16号
債務者　中村　英治
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４８３号
相模原市南区相武台１丁目26番６号　石川ビル307
債務者　一兜あい子
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第８５号
岐阜県中津川市駒場455番地の４　ＣＡＳＡさくら108、従前の住所岐阜県中津川市駒場497番地の１　レオパレスＫＯＭＡＮＢＡ107
債務者　若原　奈々（旧姓戸川）
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第５１号
京都府南丹市日吉町田原堀尻２番地７
債務者　栃下喜代美
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

令和８年（フ）第５４号
京都府船井郡京丹波町口八田百合ノ下71番地
債務者　ＰＩＫＡＮＣＨＩこと　髙草日佳里
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

令和８年（フ）第８７４号
堺市西区浜寺石津町中２丁５番20号　東文化201号、前住所堺市堺区柏木町４丁３番２号絢野ビル303号
債務者　石田　　馨
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７２号
兵庫県西脇市高田井町1021番地
債務者　安藤　　宏
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第２１９号
奈良県磯城郡田原本町大字藥王寺86番地の１　サンフィットラブリーⅡ203号室
債務者　速水　貴史
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２２６号
奈良県御所市大字三室440番地の３　103号
債務者　梅本　竜也（旧姓木村）
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２７５号
高知市長浜3678番地１　改住23号
債務者　浜村　幸司
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
高知地方裁判所破産係